

県北広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成22年7月16日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370700452	かあさんのいえ。長内 デイサービスセンター	久慈市長内町第16地割 31番地3	有限会社新里酒店	平成22年6月30日